

# 平成30年度 国民健康保険税改定のお知らせ

問合せ 保険年金課国保係 ☎042・497・2048

## ◆改定の趣旨

国民健康保険は、病気やけがをしたときに、安心して医療が受けられるよう、加入者が国民健康保険税(国保税)を出し合いお互いを助け合う制度です。清瀬市では加入者の負担を抑えるため、平成24年度以降

は国保税の改定を行わず、毎年一般会計から多額の赤字繰り入れをしている状況が続いています。

この状況のなか、都内市部のほとんどが実施している課税における2方式での算定や法定限度額の適応が、清瀬市での課題とされてきました。また、平成30年度から都道府県が

国民健康保険の財政運営の責任主体となり、安定的な運営のための中心的な役割を担うことになりました。

こうした背景があり、平成30年度国保税の税率改定等を行うこととなりました。ご理解とご協力をお願いいたします。

## 改定の内容 1 課税方式、税率及び課税限度額

医療分の課税方式を4方式(所得割額・資産割額・均等割額・平等割額)から2方式(所得割額・均等割額)へ変更します。また、各項目の税率・金額・課税限度額は、表1~3のとおり変更いたします。

【表1】医療分

区分	改定前	改定後	増減
所得割額	基準総所得額×5.30%	基準総所得額×5.12%	-0.18%
資産割額	固定資産税額×11.0%	廃止	皆減
均等割額	被保険者数×24,000円	被保険者数×28,000円	+4,000円
平等割額	1世帯あたり×16,000円	廃止	皆減
課税限度額	51万円	52万円	+1万円

※医療分・支援分の課税限度額については、平成31年度にも変更の予定があります。

【表2】支援分

区分	改定前	改定後	増減
所得割額	基準総所得額×1.17%	基準総所得額×1.81%	+0.64%
均等割額	被保険者数×4,000円	被保険者数×10,000円	+6,000円
課税限度額	14万円	17万円	+3万円

※後期高齢者医療制度を支援するもの。

【表3】介護分

区分	改定前	改定後	増減
所得割額	基準総所得額×1.80%	基準総所得額×1.90%	+0.10%
均等割額	被保険者数×15,000円	被保険者数×13,000円	-2,000円
課税限度額	12万円	16万円	+4万円

※40歳以上65歳未満の方が対象。

## 改定の内容 2 所得による軽減の判定基準

前年の所得(世帯主と加入者の前年の総所得金額等の合計)が一定基準以下の世帯については、均等割額が軽減されます。今回の改定では、表4のとおり5割・2割軽減の基準が変更となります。※軽減のための申請は不要ですが、世帯主と加入者の所得及び扶養状況が把握できることが必要となります(未申告の方がいる世帯は対象外です)。そのため年末調整を受けた方以外は税務署での確定申告か、市役所での住民税申告をしてください。収入のない方もその旨を必ず申告してください。

【表4】均等割額の軽減割合判定基準

区分	改定前	改定後	増減
7割	33万円以下	33万円以下	据え置き
5割	33万円+(加入者数×27万円)以下	33万円+(加入者数×27.5万円)以下	+5,000円
2割	33万円+(加入者数×49万円)以下	33万円+(加入者数×50万円)以下	+1万円

## 改定の内容 3 多子世帯への軽減措置

今回の改定により、多子世帯の保険税が増額となります。このことから、子育て世帯の急激な負担増に配慮するため、5年間の激変緩和経過措置を行います。

対象 前年の所得(世帯主と加入者の前年の総所得金額等の合計)が300万円以下の世帯で、18歳未満の子が2人以上い

る世帯です。第2子以降の均等割額を最大で5割軽減します(未申告の方がいる世帯は対象外です)。

※軽減のための申請が必要となります。対象者には8月下旬ごろまでに個別に通知します(8月以降に該当した場合は該当月の翌月に通知します)。詳細につきましては通知をご確認ください。

## 改定の内容 4 期別納付額の端数処理

最初の納期に金額が偏らないように、期別納付額の端数処理の単位を1,000円未満から100円未満に変更します。

【例】年間15,300円の場合

改定前 (端数処理が1,000円単位)		改定後 (端数処理が100円単位)	
第1期	第2期~第9期	第1期	第2期~第9期
7,300円	各期1,000円	1,700円	各期1,700円

## 肺がん検診(前期)

対象 市に住民登録のある40歳以上の方(昭和54年3月31日以前生まれ)。先着400人

日時 6月27日(水)~29日(金)いずれも午前9時~午後1時30分~(29日(金)は午前9時からのみ)

場所 複十字病院(松山三丁目)

実施方法 胸部レントゲン(直接撮影)・喀痰検査

費用 胸部レントゲン撮影のみ500円、胸部レントゲン撮影及び喀痰検査1,000円(60歳以上の方は無料。その他の負担金関連制度については下記へお問い合わせください)

※喀痰検査は、50歳以上(昭和44年3月31日以前生まれ)で喫煙指数(1日の喫煙本数×喫煙年数)が600以上の方(過去に喫煙し、現在は喫煙していない方も含む)。

申込み 4月16日から5月15日(消印有効)までに、直接窓口(土・日曜日、祝日を除く)またははがき(右記記入例を参照)、電子申請で申込み(電話での申込みは不可)。問合せは、健康推進課健康推進係 ☎042・497・2075

はがき記入例

62 〒204-8511 清瀬市健康福祉部 健康推進課 成人保健係 行	肺がん検診申込み 住所 氏名(ふりがな) 生年月日 電話番号 受診希望日 ①第1希望(午前・午後) ②第2希望(午前・午後) 喀痰検査の条件に該当する・しない
--	---

## 平成30年度清瀬市健康大学生を募集

市内の3大学や医療機関などと連携し、今年度も「清瀬市健康大学」を開講します。この大学は1講義1単位制とし、講義と実技合わせて8単位以上受講できる方が「大学生」として申込みできます。また大学生に登録せず、講義に参加したい方は、市報などでお知らせしますので直接会場へお越しください。

対象 市内在住・在勤で18歳以上の方。定員100人(応募者多数の場合抽選) 申込み・問合せ 5月9日(消印有効)までに健康推進課、野塩・松山出張所、生涯学習センターの各窓口へ直接または電子申請・はがきに必要事項(右記参照)を記入し、健康推進課成人保健係 ☎042・497・2076へ

はがき記入例

62 〒204-8511 清瀬市健康福祉部 健康推進課 成人保健係 行	住所 氏名(ふりがな) 生年月日 年齢 電話番号 (※平成29年度大学生の方は、「H29年大学生」とお書きください)
--	---

講義コース日程表

	日時	内容	講師	場所
第1回	5月24日(水)午後2時~3時40分	開講式・講演会 夏を楽しむKAMPO活用術	明治薬科大学 臨床漢方教授 矢久修輔氏	健康センター
第2回	6月14日(水)午後2時~3時30分	加齢に伴う男性・女性の排尿トラブル~診断から最新治療まで~	医療法人社団咲良会 さくまクリニック院長 咲間隆裕氏	アミューホール
第3回	6月27日(水)午後2時~3時30分	目の病気と目を守る心がけ	清瀬ささき眼科クリニック 院長 佐々木秀次氏	健康センター
第4回	7月6日(金)午後2時~3時30分	健康になる・続ける習慣~糖尿病専門医の視点~	国立国際医療研究センター病院 糖尿病情報センター 長 大杉満氏	健康センター
第5回	8月4日(土)午後1時30分~3時	~腸博士が答える~免疫力を高める生活とは?	東京医科歯科大学 名誉教授 藤田純一郎氏	清瀬けやきホール
第6回	9月6日(水)午後2時~3時30分	乳がん予防と治療について~サバイバーシップを考える~(※女性のみ対象)	がん研有明病院 乳腺外科 片岡明美氏	健康センター
第7回	9月9日(日)午後1時30分~3時	もしも急に、身近な方が倒れたら~その時あなたができる救急法~	国立看護大学校 老年看護学 教授 綿貴成明氏	国立看護大学校
第8回	9月25日(火)午後2時~3時30分	秋の夜長の睡眠術	杏林大学 名誉教授 古賀良彦氏	アミューホール
第9回	10月3日(水)午後2時~3時30分	噛むって楽しい~毎日噛むことを意識していますか~	水上歯科医院 院長 水上良二氏	健康センター
第10回	10月11日(木)午後2時~3時30分	医療機関のかかり方・選び方	東京医療センター 臨床研修科 院長 尾藤誠司氏	健康センター
第11回	11月21日(水)午後1時~3時15分	閉講式・講演会 ストレスに負けない食生活~本当のダイエットとは?~	女子栄養大学 生涯学習 講師 新井麻子氏	アミューホール

※いずれも受け付け開始は30分前からです。子ども連れでの出席はご遠慮ください。 ※第1回・第7回は、清瀬市と市内3大学(日本社会事業大学・明治薬科大学・国立看護大学校)連携事業の一環で開催します。 ※第6回講演会の対象者は、女性のみです。

### 平成30年度第1回定例市議会

第1回定例市議会は、3月1日から3月27日まで開催されました。

今定例会では、平成30年度清瀬市一般会計予算及び特別会計予算など、市長提出議案27件、報告1件を可決・承認し、了承しました。また、委員提出議案2件、議員提出議案1件を可決しました。

以下に、主な議案についてご報告します。

■平成30年度清瀬市一般会計予算  
概要は、4・5面に掲載。清瀬市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例  
生産緑地法の改正に伴い、生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例  
問合せ 議会事務局議事係 ☎042・497・2567

■清瀬市立学童クラブ条例の一部を改正する条例  
中里下戸西児童遊園(清瀬中学校北側、面積230.06㎡)、関の台児童遊園(コミュニティプラザひまわり西側、面積347.45㎡)を加えるなどの条例整備を行いました。

■清瀬市立公園条例の一部を改正する条例  
中里下戸西児童遊園(清瀬中学校北側、面積230.06㎡)、関の台児童遊園(コミュニティプラザひまわり西側、面積347.45㎡)を加えるなどの条例整備を行いました。